

第 3 回 憲法解釈論入門——立憲主義の基本原則

1. 憲法の概念

- ・ 憲法の概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

2. 憲法規範の特質

- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の授權規範となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。
- ・ 憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようする基礎法である。

3. 憲法の目的と日本国憲法の三大原則

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の 3 つが、日本国憲法の三大原則である。

4. 人権尊重主義（基本的人権の尊重）

- ・ 基本的人権ないし人権（human rights）とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- ・ 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- ・ 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の 3 つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。